

令和8年生駒市農業委員会4回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和8年4月13日(月)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子

2番 奥野 通孝

3番 田中 良治

4番 稲葉 健三

5番 今井 正徳

6番 岩前 利典

7番 松尾 克巳

9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄

影林 則昭

池田 典夫

池谷 初英

前田 隆男

棚田 秀治

谷野 諭

説明者 事務局 局長 松井 伸幸

係長 塚崎 智茂

書記 田所 智

欠席者 岡田 啓秀

傍聴者 2名

---

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について
3. 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 公共による農地の一時使用について
4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 農地転用工事完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 令和8年度最適化活動の目標の設定等
- 農政なら
- 令和8年度サツマイモ苗の植付について

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 2名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と4番 稲葉委員、5番 今井委員にお願いしたい。

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○書記 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請がされたものである。

No.1～3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-1)で、第2阪奈道路壱分ICの南西約800mのところにある大門町地内の農地

申請理由について

譲受人は昨年11月に農地法第3条の許可を受けて申請地横の農地を購入し、就農され、今般農業経営拡大のため、購入されることとなった。また、譲渡人は県外に居住しており、管理上不便なため売却することになった次第である。なお、申請地北側の購入された住宅は現在リフォーム中で、リフォームが完成すれば本格的に本申請地を含めて農業をされると聞いている。

農機具は耕運機、草刈り機、軽トラ等必要なものは所有されており、当該農地では大根、タマネギ、ジャガイモの他、旬の野菜を栽培される予定である。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.4の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1-2)で、第2阪奈道路壱分ICの南西約650mのところにある大門町地内の農地

申請理由について

申請地は、譲受人の子の住居の隣にあり、管理上も都合がよいことから購入することになった次第である。譲渡人は県外に居住しており、管理上不便なため売却することになった。当該農地では露地野菜を栽培される予定である。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で

現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.1～3の申請については事務局の説明通り、昨年11月に農地付き古民家を購入された方がもう少し農地面積を広げたいという事で、今般購入された。また、農地についても地元農家区長も承認済みで排水等もできていると聞いている。No.4については、元々は相続で市外にお住いの譲渡人に所有権が移ったが、譲受人が管理をしていた。今般、売買されるという事で、譲受人の息子が管理されると聞いている。今まで畑として利用されていたので、問題等はないかと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 No.4だが、譲受人はもともと農家をされている方なのか。

○書記 ずっと農業をされており、以前は農業委員もされていた。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○書記 〔議案読み上げ〕

この計画書にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは、檜原市にあり、奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体である。

なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、市街化調整区域の農地を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者がなら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きとなっている。

No.1～4の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、高山溜池の東側に位置する高山町地内の農地  
申請理由について

使用借人は、昨年10月に就農され、主にニンニク、タマネギを栽培されているが、今回借り受ける農地でも主にニンニク、タマネギを栽培され、将来的にはハウスを建ててハウス栽培も考えておられるようだ。

なお、申請地の内、No.3は一部竹が生えているが、タケノコが採れるため、管理しながらタケノコを採取するとのことである。

要件について

トラクター、背負動力噴霧機、刈払機は所有しており、その他必要なものは順次購入していくとのことである。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局から説明があったように、借人は新規就農で北地区の農地を手広く借りられて現在農業をされている。若い方で今回の申請地を貸借することでまた農地を広げるという事で、以前の農地についてはタマネギ、ニンニク等をたくさん栽培されている。今回の申請地と合わせるとかなり広い面積になるが、借人一人ではなくこの方を支援する方がたくさんおられ、前回タマネギ、ニンニクを植えられた際に私も見に行ったが、多くの方が支援されていた。北地区としては希望をもっていきたいと思う。別の話になるが、借人自体は市外にお住まいで、今は西菜畑で家を借りられそこから通われているが、北地区の方で借家がないかと探しておられるので、何かいい情報があれば教えていただけたらと思う。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認  
[「異議なし」の声あり]  
議案第2号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答  
議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」説明を事務局に依頼
- 書記 [議案読み上げ]  
議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」を説明
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認  
[「異議なし」の声あり]  
議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」の承認を宣言

報告第1号 「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「公共による農地の一時使用について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用工事完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～25については全て相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転を伴わない農地転用である。

No.1の申請地は、地図番号(3)で、第2阪奈道路壱分ICの南西約500mのところに位置する有里町地内の農地である。青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.2の申請地は、地図番号(4)で、阪奈道路生駒ICの南約200mのところに位置する俵口町地内の農地である。青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「公共による農地の一時使用について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、転用者が国や県、市町村である場合、農地法第5条第1項第1号に規定により、農地法の転用手続が不要であるが、そのままと農業委員会として転用行為を把握することができないことから、農地転用の届出を出していただいているものである。

No.1～3は、地図番号(5)で、近鉄生駒線萩の台駅の西側約150mのところに位置する小平尾町地内の農地である。

現在国道168号線バイパス工事が行われており、それに伴う現道の迂回路敷として一時使用することの報告である。

No.4についても、地図番号(5)で、近鉄生駒線萩の台駅の西側約200mのところに位置する小平尾町地内の農地である。

現在国道168号線バイパス工事が行われており、資材置場、施工ヤードとして一時使用することの報告である。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については、数十年前から耕作されておらず山林化した土地であり、No.2についても、昭和43年に鉄塔用地として許可を受けたが、事情は分からないが所有権は変わっておらず個人さんが所有されており、現在は山林化した農地である。No.3～6については、数十年前から宅地として利用されてきたため、今般地目変更の申請がされたものである。

報告第5号「農地転用工事完了の報告について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可が下り、工事が完了したことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○書記 北田原・南田原の農地の紹介

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○議長 「その他」について事務局に依頼

○係長 令和8年度サツマイモ苗の植付について説明

○係長 農地の違反転用協議について、経緯報告・審議

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○係長 次回の日程について

定例会 令和8年5月14日(木)午後2時 市役所 401・402会議室

現地調査 令和8年5月8日(金)

5月7日(木)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時33分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和8年生駒市農業委員会第4回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長           10番

---

農業委員       4番

---

農業委員       5番

---